



税務情報

経済産業省 — 試験研究費の税額控除制度に関する資料の公表

経済産業省はこのたび、試験研究費の税額控除制度に関する以下の Q&A 及びガイドラインを公表しました。

■ サービス開発にかかる Q&A

2017 年度税制改正では、試験研究費の税額控除制度の対象となる試験研究費の範囲に、対価を得て提供する新たな役務の開発(サービス開発)に係る試験研究のために要する一定の費用が追加されました。このサービス開発に係る試験研究費に関し、経済産業省は「[サービス開発にかかる Q&A](#)」(PDF 209KB)を公表しました。

この Q&A は全 14 問から成り、これまで経済産業省から公表されてきた資料や財務省による「税制改正の解説」では明らかにされていなかった内容も含まれています。たとえば、サービス開発に係る人件費の対象は情報解析専門家(情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者)のうち一定の者に限定されていますが、Q4 では具体的にどのような者が情報解析専門家に該当するのかについて、以下の回答が示されています。

- 法人において、役務の開発に係る試験研究を行う上で、ある従業員がこれらの知識を有すると判断し、その従業員をその役務の開発に係る試験研究の業務に当てた場合、その従業員は情報解析専門家と考えると差し支えない。
- したがって、法人においてその従業員がこれらの知識を有すると判断した根拠は、必ずしも情報処理技術者試験等の資格や学歴によるものである必要はなく、たとえば、過去の職務において同様の知識を必要とする業務を行っていた場合や、研修、OJT 等により必要な知識を習得したと認められる場合も含まれる。

■ 特別試験研究費税額控除制度ガイドライン(平成 31 年度版)

試験研究費の税額控除制度において、いわゆるオープンイノベーション型の試験研究費(特別試験研究費)^(*)には、20%又は 30%という高い税額控除率が適用されてきました。

^(*) 国の試験研究機関・大学・民間企業等との共同試験研究又は委託試験研究等に係る試験研究費

2019 年度税制改正では、たとえば以下のようなオープンイノベーション型の試験研究に係る試験研究費の額が特別試験研究費の額に追加されたほか、税額控除額の上限額が法人税額の5%相当額から10%相当額に引き上げられる等の改正が行われました。

- 新事業開拓事業者等(研究開発型ベンチャー企業)との共同試験研究(税額控除率25%)
- 新事業開拓事業者等(研究開発型ベンチャー企業)への委託試験研究(税額控除率25%)
- 一定の民間企業等への委託試験研究(税額控除率20%)

経済産業省は、以前よりウェブサイトの「[特別試験研究費税額控除制度ガイドラインについて](#)」のページに特別試験研究費税額控除制度に関するガイドラインを掲載していますが、上記の改正を受け、「[特別試験研究費税額控除制度ガイドライン\(平成31年度版\)](#)」(PDF 619KB)を公表しました。「新事業開拓事業者等」の定義が追加されるとともに、上記3つの試験研究について、契約等に記載すべき事項、特別試験研究費の額の算出方法、特別試験研究費の額の監査及び確認、確定申告書等への添付書類等、実際にこの制度を活用する際の実務的な手順の詳細がまとめられています。

また、ガイドラインの末尾に追加された「参考10 試験研究費税額控除制度におけるリサーチ・アドミニストレーター(URA)の人件費の取扱いについて」は、2019年度税制改正大綱における「特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。」という記述に対応するものであり、7月10日に国税庁から公表された[文書回答\(7月9日付\)](#)と同様のものです。

上記のガイドラインのほか、2019年度におけるオープンイノベーション型の試験研究費の税額控除制度の改正に伴い、経済産業省のウェブサイトには以下の資料が掲載されています。

[「特別試験研究費税額控除制度ガイドラインについて」](#)

- 監査報告書参考様式(31年度版)
- 確認報告書参考様式(31年度版)

[「特別試験研究費税額控除制度の認定申請書様式について」](#)

- 法人と試験研究機関等との共同試験研究に用いる様式(平成31年4月1日以降に開始する事業年度用)
- 法人と試験研究機関等との委託試験研究に用いる様式(平成31年4月1日以降に開始する事業年度用)

[「研究開発税制」](#)

- 平成31年4月以降の特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の概要(パンフレット)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.